

平成28年11月30日

自治会長運営委員 様

市長公室秘書課

陸上自衛隊福知山射撃場の米軍経ヶ岬通信所の軍人・軍属  
による限定使用について

1 近畿中部防衛局からの地元説明概要（平成28年10月9日、14日）

(1) 共同使用の趣旨・理由

- ・米軍経ヶ岬通信所に配備されている軍人及び軍属については、任務遂行上で「射撃資格」を有する必要がある。一定期間（6か月）で資格失効するため、定期的に射撃訓練を行い資格の更新が必要。
- ・現在、射撃訓練を実施しているキャンプ富士（静岡県）は、経ヶ岬通信所から距離約510km、時間（片道）約6時間30分の行程であり、移動負担が多く、射撃訓練期間中経ヶ岬通信所は一定数の軍人及び軍属が長期間不在となり、警備上等非効率な状況となる。
- ・このため、経ヶ岬通信所から最も近距離に所在（日帰り可能）し各種リスクを低減でき、かつ、訓練所要を満たし最も適切な射撃場として、陸上自衛隊福知山射撃場の共同使用を日本側に提案。

(2) 訓練概要

訓練目的：資格認定に必要な拳銃、小銃等の射撃訓練

訓練期間：年間約20日（年4回、1回当たり5日程度、日帰り）

訓練人員：約50人（管理要員、通訳を含む。実際訓練を行う者は20人から30人程度）

移動手段：人員は、車両（バス等）で移動

弾薬輸送：米軍による車両輸送（未使用の弾薬は一日毎に持ち帰り）

安全管理：陸上自衛隊の射撃場使用規則に従って使用。警戒員を配置。

2 福知山市としての対応

- ・訓練使用にあたっては、市民の安心安全の確保を最優先に考えることとし、安全管理対策、射撃場の騒音対策、安全管理施設整備等について平成28年11月7日付けで防衛大臣あて、確認・要請事項を提出し、11月10日付けで、防衛省から回答を得た。（別紙参照）
- ・更に平成28年11月14日付けで米軍軍人・軍属の射撃訓練に伴う安全管理対策、射撃場の騒音対策、安全管理施設整備などについて、責任を持って早期、着実に履行し、万全を期すよう再度、申入れを行った。